

職員に対する懲戒処分について

令和5年2月21日
公益財団法人京都文化財団

- 1 被処分者
男性職員
- 2 事案の概要
令和4年11月、スタッフを叱責した際、有形力の行使があり、スタッフは精神的ショックと体調不良を来した。
- 3 処分の内容
減給10分の1（1月）
- 4 処分の期日
令和5年2月17日
- 5 処分の理由
公益財団法人京都文化財団就業規程第37条第1項第2号及び第4号（懲戒事由）に該当